

改正電気通信事業法の概要とクッキーに関する規律 ver.20220924

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

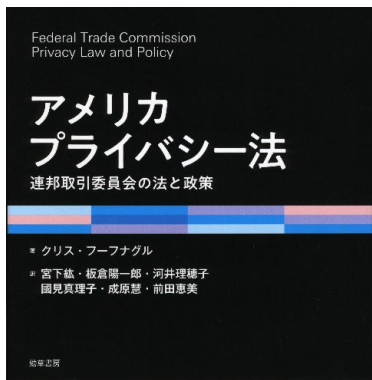
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、総務省・情報通信法学研究会構成員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。

HRテクノロジーの法・理論・実務

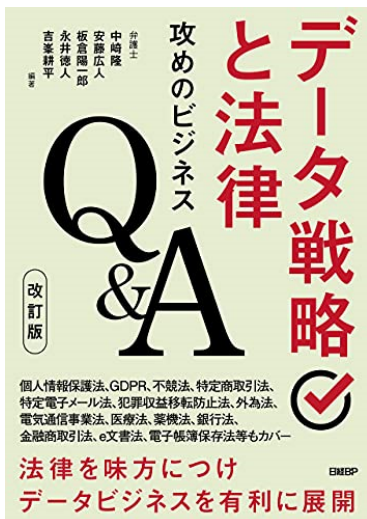
人事データ活用の新たな可能性



労働行政研究所編 弁護士倉重公太郎(編者代表)

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 今野浩一郎
東京大学大学院法学研究科
教授 | 伊達洋恵
エッセイライター 法律事務所
代表 | 藤本 真
法律事務所 代表 |
| 岩本 隆
東京大学大学院法学研究科
教授 | 小島武仁
東京大学大学院法学研究科
教授 | 白石敏一
法律事務所 代表 |
| 宇野禎晃
東京大学大学院法学研究科
教授 | 今村謙三
東京大学大学院法学研究科
教授 | 板倉陽一郎
法律事務所 代表 |
| 酒井雄平
フリーランス コントラクター
代表 | 小田原悠朗
東京大学大学院法学研究科
教授 | 【本書執筆】
リコー・ジャパン
LINE
NEC |
| 丸吉香織
フリーランス コントラクター
代表 | | |

労働行政



最新の理論水準と実務の知見を盛り込み、各条項にEU法・アメリカ法の解説も加えた、「立体的な」コメントール誕生。

個人情報保護法 コメントール

石井夏生利 曾我部真裕 森亮二 編著

勁草書房

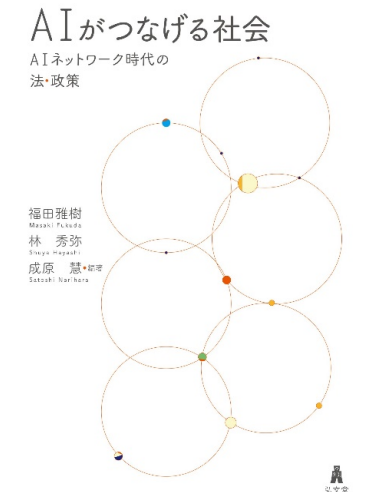


最新の理論水準と実務の知見を盛り込み、各条項にEU法・アメリカ法の解説も加えた、「立体的な」コメントール誕生。

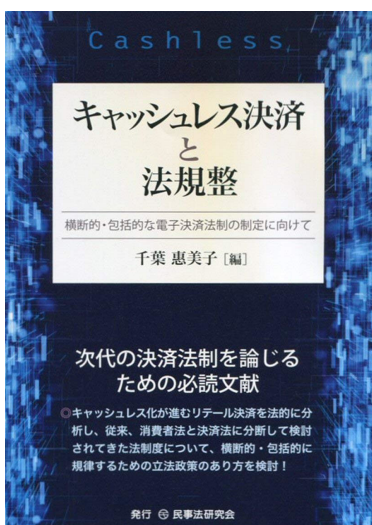
令和2年改正法ベースの逐条解説

行政機関個人情報保護法も論述形式で全体を詳説。

heido shobo



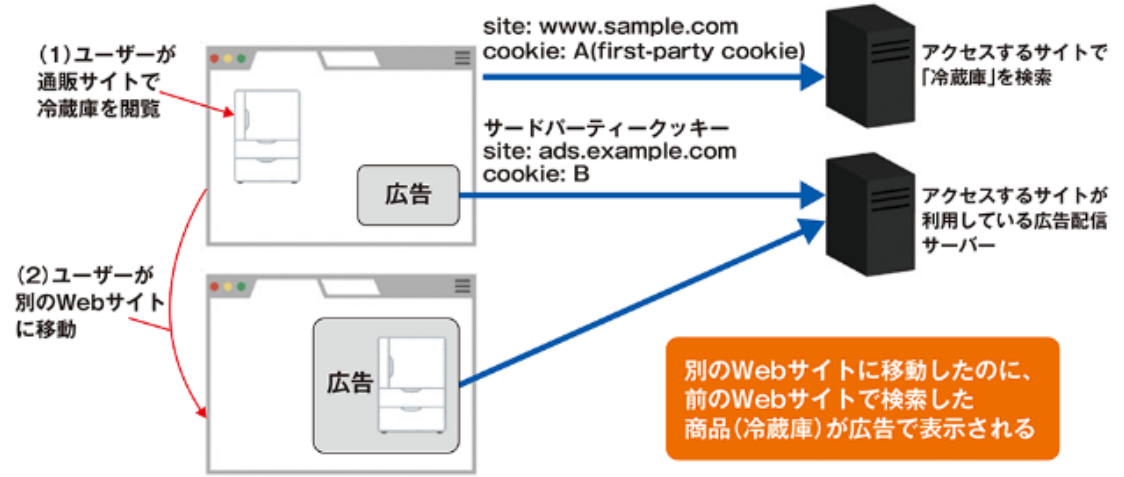
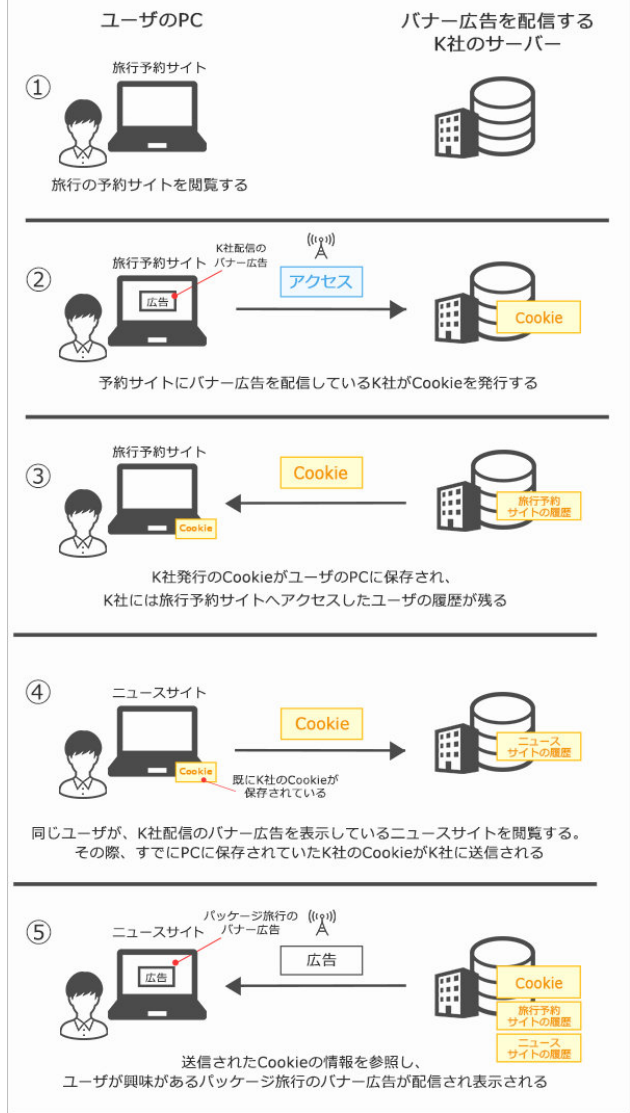
現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。



クッキーとはなにか

- 「Webサイトの提供者が、ブラウザを介して訪問者のコンピュータに一時的に簡単なデータを書き込む仕組み。訪問者の識別や認証、訪問回数の記録に利用される。」
 - 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)編著「プロが押さえておきたい新常識必携インターネット広告」(インプレス、2019年) 290頁
- 登場人物
 - ①Webサイトの提供者
 - ②クッキーを発行する者 (=Webサイトの提供者 or Google, Facebook…)
 - ③ブラウザの提供者 (Google, Apple, Microsoft, Mozilla…)
 - ④訪問者

トラッキングCookieの概念図



<https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/technology/00005/00012/>

設定

設定項目を検索

Google の設定

自動入力

セキュリティとプライバシー

デザイン

検索エンジン

既定のブラウザ

起動時

詳細設定

拡張機能

Chrome について

 goodsmile.info 2 件の Cookie	▶	
 google.co.jp 3 件の Cookie	▶	
 google.com 19 件の Cookie	▶	
 google.zoom.us ローカルストレージ	▶	
 googleusercontent.com 2 件の Cookie	▶	
 grapee.jp 2 件の Cookie, サービスワーカー, ローカルストレージ	▶	
 graphics.reuters.com ローカルストレージ	▶	
 growth-law.com 1 件の Cookie, ローカルストレージ	▶	
 grp02.id.rakuten.co.jp 1 件の Cookie	▶	
 grp03.id.rakuten.co.jp 1 件の Cookie	▶	
 grp07.ias.rakuten.co.jp 1 件の Cookie	▶	

Google の設定

自動入力

セキュリティとプライバシー

デザイン

検索エンジン

既定のブラウザ

起動時

詳細設定

拡張機能

Chrome について

SEARCH_SAMESITE

名前

SEARCH_SAMESITE

コンテンツ

CgQl3ZQB

ドメイン

.google.com

パス

/

送信先

同一サイトの接続のみ

スクリプトにアクセス可能

はい

作成日

2022年2月15日火曜日 5:13:41

有効期限

2022年8月14日日曜日 5:13:41

SID

名前

SID

コンテンツ

🔍 設定を検索

⚙️ 一般

🏠 ホーム

🔍 検索

🔒 プライバシーとセキュリティ

🔄 同期

Cookie とサイトデータ

保存された Cookie とサイトデータとキャッシュのディスク使用量は現在 1.0 GB です。

[詳細情報](#)

データを消去...(L)

データを管理...(M)

例外を管理...(X)

Firefox を閉じたときに Cookie とサイトデータを削除する(C)

ログインとパスワード

ウェブサイトのログイン情報とパスワードを保存する(R)

例外サイト...(X)

ログイン情報とパスワードを自動入力する(I)

保存されているログイン情報...(L)

強固なパスワードを生成、提案する(U)

漏洩したウェブサイトのパスワードの警告を表示する(B) [詳細情報](#)

マスターパスワードを使用する(U) [詳細情報](#)

マスターパスワードを変更...(P)

Microsoft アカウント、職場または学校アカウントで Windows のシングルサインオンを許可する [詳細情報](#)
端末の設定でアカウントを管理します

履歴

Firefox に(W) [履歴を記憶させる](#) ▼

Firefox は表示したページの履歴、ファイルのダウンロード履歴、検索やフォームの入力履歴を保存します。

履歴を消去...(S)

🔌 拡張機能とテーマ

👤 Firefox サポート

2022/9/22

DPO協会

8

設定を検索

一般

ホーム

検索

プライバシーとセキュリティ

同期

Cookie とサイトデータ

保存された Cookie とサイトデータ

詳細情報

Firefox を閉じたときに

ログインとパスワード

ウェブサイトのログイン情報

ログイン情報とパスワード

強固なパスワードを生成

漏洩したウェブサイトの

マスターパスワードを使用

Microsoft アカウント

端末の設定でアカウント

履歴

拡張機能とテーマ

Firefox に(W)

履歴を記憶させる

Firefox サポート

Firefox は表示したページの履歴、ファイルのダウンロード履歴、検索やフォームの入力履歴

履歴を消去...(S)

履歴を保存します。

Cookie とサイトデータを管理

×

次のウェブサイトがコンピューターに Cookie とサイトデータを格納しています。Firefox はユーザーが削除するまで永続ストレージでウェブサイトからのデータを保持します。空き領域が必要になると非永続ストレージではウェブサイトからのデータが削除されます。

ウェブサイトを検索

サイト	Cookie	ストレージ	最終アクセス
wikimedia.org	2		昨年
associates-amazon.com	1		4 日前
applinews24.com	3		2 年前
blogcms.jp	2		昨年
primecaster.net	1		2 年前
dnacdn.net	1		4 日前
nationalgeographic.com	5		2 年前
asahi.com	23		昨年
meba.kr	2		5 日前
shadowcity.jp	3		昨年

選択したサイトデータを削除(R)

すべて削除(E)

変更を保存(A)

キャンセル

「クッキー規制」とは

- ①データ保護
 - 主として、3rdパーティCookieを発行する事業者の、ターゲティングCookie又は広告Cookieに紐付いたデータについての規制（＝取得，提供，プロファイリング等）
- ②消費者保護
 - クッキーを用いて表示されたターゲティング広告の表示等の規制（＝広告規制そのもの）

クッキーの分類（発行者による区別）

- 1stパーティ Cookie
 - サービス（コンテンツ）を提供しているウェブサイト自身がブラウザに書き込むCookie
- 3rdパーティ Cookie
 - サービス（コンテンツ）を提供しているウェブサイトとは異なるウェブサイトが書き込むCookie
 - 広告に用いられるのは、基本的には3rdパーティ Cookie

クッキーの分類（機能による区別）

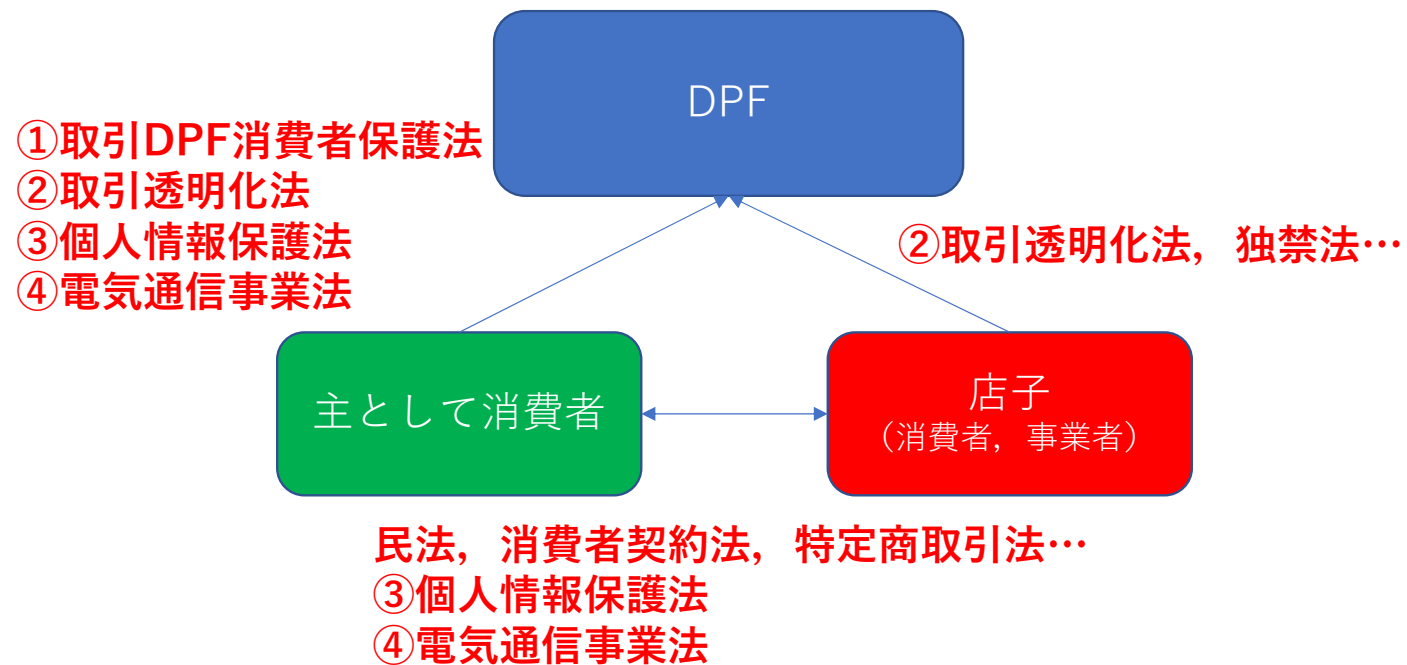
参照：ICC United Kingdom "ICC UK Cookie guide Second edition", November 2012.

- Strictly Necessary Cookies (不可欠なCookie)
 - ウェブサイトを回覧するのに必須のCookieであり、これが機能しないと、例えば、ショッピングサイトにおけるカートを用いることができなくなる。
- Performance Cookies (パフォーマンスCookie)
 - 訪問者がどのようにウェブサイトを利用するかについての情報を収集するCookieであり、ページに最も頻繁にアクセスするかなどを把握する。
- Functionality Cookie (機能性Cookie)
 - 訪問者がウェブサイト上で行った選択を記憶することを可能にする。ユーザー名、言語等を記憶することで、訪問者に適した形でウェブサイトを表示する。
- Targeting Cookies or Advertising Cookies (ターゲティングCookie又は広告Cookie)
 - 訪問者の興味と関連性のある広告を配信するために使用される。広告を見る回数^{の制限}やキャンペーン^{の効果測定}にも用いられる。これらのCookieは、適常、ウェブサイト運営者の許可を得て、第三者によって掲載される

クッキー規制についてのよくある間違い

- ×クッキーによる情報取得は防止できない
 - ブラウザの設定は自分で制御できる（ただし必須クッキーまで禁止すればウェブサイトはまともに動かない）
- ×クッキーを禁止すれば広告は出ない
 - 行動ターゲティング広告「でない」広告が出るのが普通

デジタルプラットフォームが存在する場合のクッキー規制

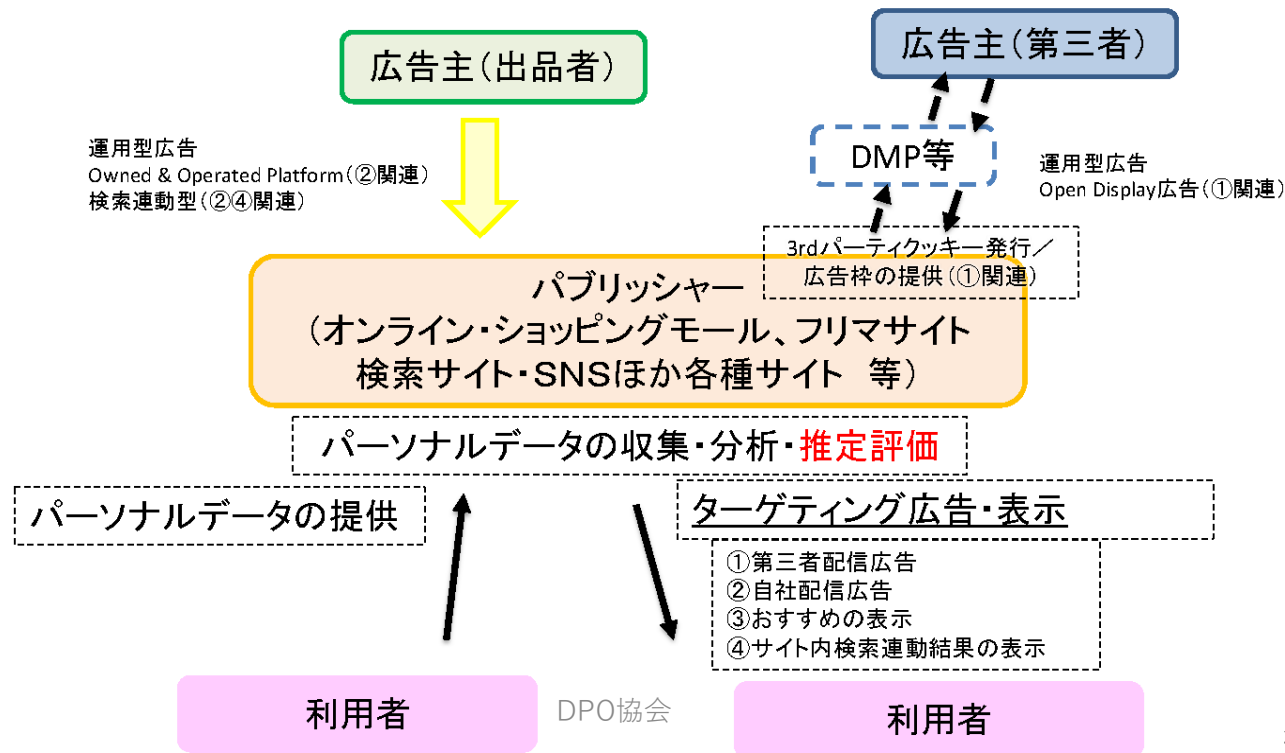


①取引DPF消費者保護法（の検討）

第7回デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会(2020年6月12日) 【資料4】 パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示(事務局資料)

ターゲティング広告・表示の仕組みと消費者の関係

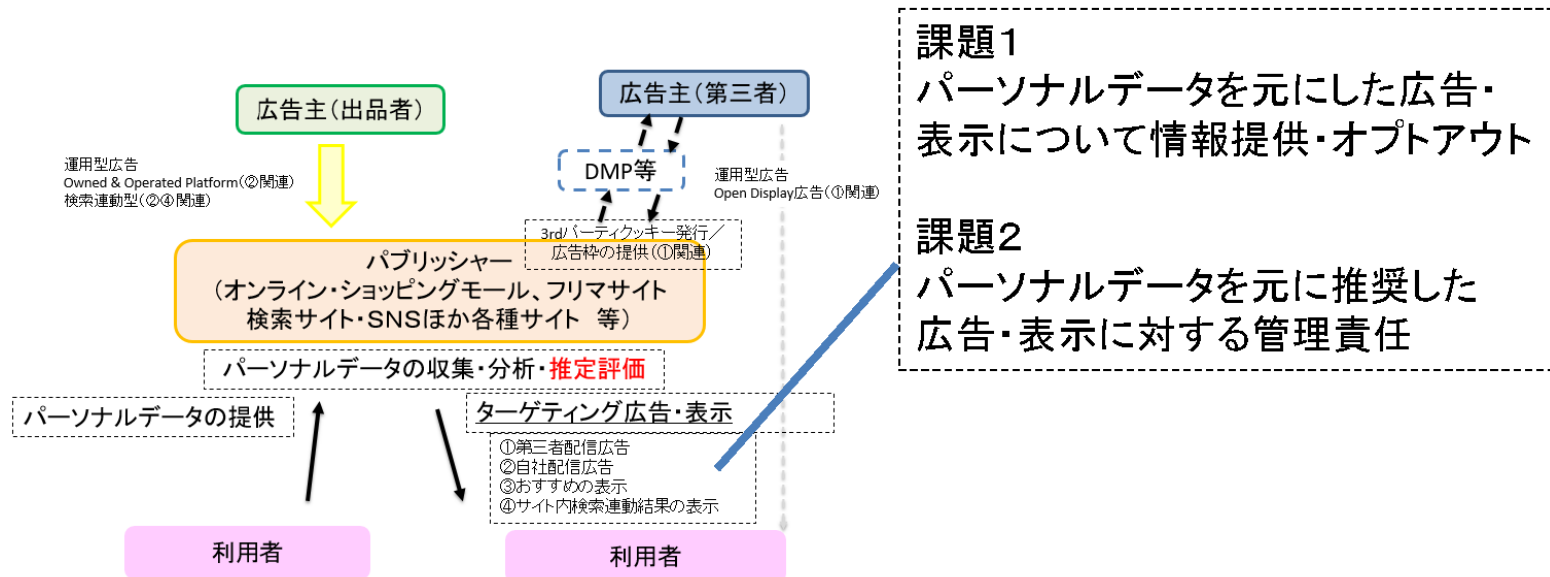
・ターゲティング広告には、様々な手法があり、消費者自らが登録・提供した情報だけでなく、パブリッシャー(メディア・媒体社)上での消費者の行動・購買履歴等や、パブリッシャーから第三者に提供された消費者の行動・購買履歴等、第三者が別途取得した消費者の情報に基づき、消費者個人に狙いを絞った広告を提供することが可能。



ターゲティング広告・表示における課題

・パーソナルデータに基づくターゲティング広告・表示においては、オンライン・ショッピングモール運営事業者等によって、消費者の選択肢が調整された(絞り込まれた)表示がなされ、これに消費者は誘引され得るところ、オンライン・ショッピングモール運営事業者等は、表示の透明性を確保し、消費者の自己決定権を十分行使できるようにすることが求められる。

・オンライン・ショッピングモール運営事業者等によるパーソナルデータに基づくおすすめの表示については、デジタル・プラットフォームにおける取引の成立を促すために推奨している表示であり、オンライン・ショッピングモール運営事業者等を信用している消費者が誘引されやすいことから、その推奨行為に対する管理責任が期待される。



ターゲティング広告・表示に係る情報提供・オプトアウト手段の整理

・これらを踏まえると、オンライン・ショッピングモールやフリマサイトにおけるターゲティング広告・表示について、業界団体のガイドラインや企業の自主的取組により、情報提供やオプトアウト手段が提供されている場合が一部ある。他方、プライバシーポリシーについてよく読むことができない消費者が、取引に入る前に、これらの仕組みや表示される要因について理解することは困難であり、潜在的に消費者が誘引されるリスクがあり得ると考えられる。

① 第三者配信 広告

<個別広告配信事業者へのオプトアウト>

○情報提供

- ・行動ターゲティング広告の配信の有無、配信事業者(DMP等)の名称、利用者の行動履歴情報を広告提供事業者が取得するか否か、取得する場合の広告提供事業者名の自社サイトでの表示、広告提供事業者の告知事項記載ページへのリンクの自社サイトでの設置による透明性の確保(JIAAガイドライン第4条第2項に相当)
- ・自社サイト内に配信される個別ターゲティング広告内または周辺アイコンから、自社サイトにおけるターゲティング広告や行動履歴情報の取扱いページへのリンクの設置による情報提供(JIAAガイドライン第6条第2項相当 ※当該ガイドラインでは努力規定)

○オプトアウト手段へのアクセス

(1) 広告配信事業者先でのオプトアウト手段へのアクセス

- ・提携している広告提供事業者(DMP等)のオプトアウトのリンクを自社サイトの分かりやすい場所に設置することによる利用者関与の機会の確保(JIAAガイドライン第5条第2項に相当)

(2) 個別広告配信時の広告配信事業者先でのオプトアウト手段へのアクセス

- ・自社サイト内に配信される個別ターゲティング広告内または周辺アイコンから、配信事業者(DMP)サイトの告知事項へのリンクの自社サイトでの設置の受入れによる情報提供(JIAAガイドライン第6条第1項に相当 ※当該ガイドラインでは努力規定)

(3) 自社サイトでのオプトアウト手段の一括提供

- ・自社サイトでのConsent Management Platform(CMP)の表示により、サイト上でのデータ利用目的や3rdパーティベンダーの一覧、これに応じた個別の利用拒否による一括管理

ターゲティング広告・表示に係る情報提供・オプトアウト手段の整理

② 自社配信広告

<パーソナライズドからのオプトアウト>

○情報提供

・「広告」「PR」といった表示やアイコンがある(JIAAネイティブ広告推奨規定に相当)

○オプトアウト手段の提供

・利用者の行動履歴情報の取得の可否、行動履歴情報の利用からのオプトアウトについて、自社サイトの告知事項ページからの簡単なアクセスの提供による利用者関与の機会の確保(JIAAガイドライン第5条第1項に相当)

③ おすすめの表示

<パーソナライズドへのオプトアウト>

○情報提供

・そもそも何の説明がないことも多いが、おすすめを判断する要素について、開示している個社が一部ある

○オプトアウト手段の提供

・おすすめを判断する要素について開示・変更できる場合があるが、おすすめ自体を消すことはできない

④ サイト内検索結果の表示

<パーソナライズドへのオプトアウト>

○情報提供

・ほとんど開示されていない(※取引透明化法で今後特定DPFは検索順位を決定する際の主要なパラメータの開示を求められる可能性あり)

○オプトアウト手段の提供

・特段の規定は見られないが、検索順位における並び順を変えることが可能な仕組みが用意されていることもある

様々な種類のパーソナルデータを用いた広告や表示(①②③)におけるオプトアウト手段の有無・方法について、利用開始時に、消費者が必ずしも認識できていないのではないか。

第7章 今後の検討課題 2. その他

本検討会では、SNS を利用して行われる取引やデジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について検討を行ってきたところである。これらの課題については、実態調査等を進めた上で、いかなる主体に対してどのような規律を設けることが消費者の安全・安心確保のために実効的であるか等についても、今後の検討事項とすべきである。

また、努力義務に基づく措置や措置の開示をするデジタルプラットフォーム企業に対するインセンティブとするためにも、真摯に取り組むデジタルプラットフォームを消費者が適切に評価し、自主的かつ合理的にその利用を選択できるようにするための消費者教育について、国は今後積極的に実施すべきである。

行動ターゲティング広告ガイドライン

ホーム > 活動内容 > ガイドライン/ステートメント > 行動ターゲティング広告ガイドライン

2016.05

#ターゲティング広告 #データポリシー委員会 #データ活用・プライバシー

インターネットユーザーのウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドラインです。

(2008-2009年策定、2010年改定、2014年改定、2015年改定、2016年改定)

[↓ JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン \(PDFファイル・271.4 KB\)](#)

JIAA インフォメーションアイコンに関する規定

[↓ JIAA インフォメーションアイコン運用ガイドライン \(PDFファイル・431.8 KB\)](#)

[↓ JIAA インフォメーションアイコンクリエイティブガイドライン \(PDFファイル・3.3 MB\)](#)

[↓ 英語版 : JIAA インフォメーションアイコンクリエイティブガイドライン \(PDFファイル・3.6 MB\)](#)

関連コンテンツ

JAAAセミナー「2022年4月施行『改正個人情報保護法』対策 デジタル分野で広告会社が取るべき対応について」説明会 (終了)

2021.11.01 [会員限定](#)

「改正個人情報保護法」に関するオンラインセミナー Vol.2 ～来春の施行に向け、改正ガイドライン・Q&Aのポイントを学ぶ～ (終了) *記録動画・資料掲載中

2021.11.01 [会員限定](#)

JIAAインフォメーションアイコンプログラムのご案内

2021.03.18

JIAAインフォメーションアイコンプログラム認定事業者 (広告サービス)

2021.03.18

「改正個人情報保護法」に関するオンラインセミナー ～データ利活用とユーザー保護のために改正法のポイントを学ぶ～ (終了)

2020.12.15 [会員限定](#)

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」 概要

(令和3年法律第32号)

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案 概要

オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題が発生。これに対応し消費者利益の保護を図るための新法案を整備

新法案の内容

(1) 取引DPF提供者の努力義務（第3条）

- 取引DPFを利用して行われる通信販売取引（B to C取引）の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、以下の①～③の措置の実施及びその概要等の開示についての努力義務（具体的内容については指針を策定）

- ① 販売業者と消費者との間の円滑な連絡を可能とする措置
- ② 販売条件等の表示に関し苦情の申出を受けた場合における必要な調査等の実施
- ③ 販売業者に対し必要に応じ身元確認のための情報提供を求める

(2) 商品等の出品の停止（第4条）

- 内閣総理大臣は、危険商品等（※1）が出品され、かつ、販売業者が特定不能など個別法の執行が困難な場合（※2）、取引DPF提供者に出品削除等を要請

⇒ 要請に応じたことにより販売業者に生じた損害について取引DPF提供者を免責

- （※1）重要事項（商品の安全性の判断に資する事項等）の表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品等
- （※2）販売業者が特定可能等の場合は特商法等により対応

(3) 販売業者に係る情報の開示請求権（第5条）

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利を創設

※1 取引DPF提供者は、適切な手順に従って開示請求に応じた場合、販売業者に対し責任を負わない

※2 損害賠償請求額が一定金額以下の場合や不正目的の場合は対象外

(4) 官民協議会（第6条～第9条）・申出制度（第10条）

- 国の行政機関、取引DPF提供者からなる団体、消費者団体等により構成される官民協議会を組織し、悪質な販売業者等への対応など各主体が取り組むべき事項等を協議
- 消費者等が内閣総理大臣（消費者庁）に対し消費者被害のおそれを申し出て適当な措置の実施を求める申出制度を創設

※公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
※あわせて、施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案した施行後3年目途の見直しを規定

衆議院・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する附帯決議（抄）

一～八（略）

九 デジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十～十四（略）

参議院・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する附帯決議（抄）

一～十（略）

十一 デジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十二～十六（略）

②取引透明化法

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント

(2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、2021年2月1日施行)

基本理念

- デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとするを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)

規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
※ 利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経済産業大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

取引条件等の情報の開示

利用者に対する**取引条件の開示**や**変更等の事前通知**を義務付けることで、取引の透明性を向上させる。

【開示項目の例】

- ✓ 取引条件変更の内容及び理由の事前通知
- ✓ 他のサービスの利用を有償で要請する場合に、その内容及び理由
- ✓ データの利用範囲
- ✓ 出品の拒否・停止の理由
- ✓ 検索順位を決する基本的な事項

【行政措置・罰則】

- ✓ 勧告・公表で改善を促す。
- ✓ 是正されない場合に限り措置命令
- ✓ 措置命令違反には罰則

自主的な 手続・体制の整備

特定デジタルプラットフォーム提供者は、**指針**に基づいて必要な措置をとり、**公正な手続・体制の整備**を行う。

【指針の内容の例】

- ✓ 取引の公正さを確保するための手続・体制の整備
- ✓ 苦情処理・紛争解決のための体制整備
- ✓ 関係者と緊密に連絡を行うための体制整備（国内管理人の選任）
- ✓ 取引先事業者の事情等を理解するための仕組構築

【行政措置】

- ✓ 措置の適切・有効な実施のため特に必要な場合は、勧告・公表で改善を促す。

運営状況の報告書

報告書の内容

- (1)事業の概要
- (2)苦情処理の状況
- (3)情報開示の状況
- (4)自主的な手続・体制整備の状況
- (5)自己評価結果

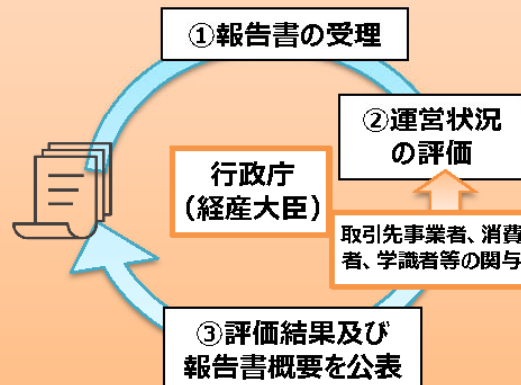
※不提出、記載事項漏れの場合には罰則

評価結果を踏まえた自主的改善

行政庁の役割

レビュー（評価）の実施

特定デジタルプラットフォーム提供者の運営状況について、**取引先事業者や消費者、学識者等も関与してレビュー**を行い、結果を公表する。



公取委への措置請求

独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請する。

(1) 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標

- 主な規律の対象となる「特定デジタルプラットフォーム」の事業の分野・規模については、以下のようなメルクマールに基づき、対象が必要最小限度の範囲に限られるよう設定することとなっている。

【特定デジタルプラットフォームの分野・規模のメルクマール】

- ① 当該分野が国民生活において広く利用されている状況
 - ② 当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中度合い
 - ③ 取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性
 - ④ 他の規制や施策での対応の状況
- 事業の分野については、現在、総合物販オンラインモールとアプリストアが対象となっている。これに加え、デジタル広告市場は、各種実態調査で明らかになっている取引実態を踏まえると、多くの広告主やパブリッシャー等が利用せざるを得ないと考えられるような状況にある大規模なプラットフォーム事業者が存在し、その取引先事業者の保護の必要性があると認められる。このため、「最終報告」や閣議決定も踏まえ、デジタル広告市場を透明化法の対象に追加すべく、法制面での検討を進めている。

※規律対象となるデジタルプラットフォームについては、「最終報告」における類型も踏まえ、法制的な観点から検討中。

- 事業の規模については、上記メルクマールや指標となる数値の入手可能性も考慮して、デジタルプラットフォームにおける「取引総額」^(注)を、指標として定めることとしてはどうか。

(注) 広告主等がデジタルプラットフォーム提供者に支払った費用の総額、広告枠を提供するパブリッシャー等がデジタルプラットフォーム提供者から得た売上額の総額等。なお、「最終報告」における類型4（オンライン検索サービス）の指標については別途検討。

- 規律対象となるデジタルプラットフォームごとに、指標となる取引総額が「一定規模以上」である者が規律対象事業者となる。当該規模を定めるにあたっては、総合物販オンラインモールやアプリストアと同様に、上記メルクマール（取引先事業者等の利用状況、利用の集中度合い、取引先事業者の保護の必要性等）を総合的に勘案することとしてはどうか。

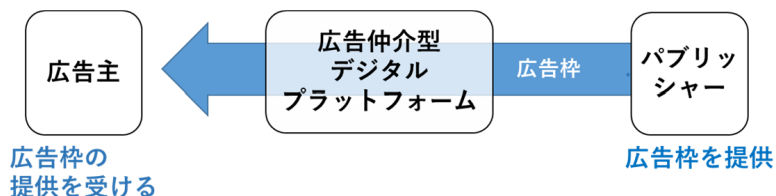
デジタル広告市場におけるデジタルプラットフォームの捉え方

第5回デジタル
市場競争会議
資料2より抜粋

- デジタル広告やそれに関連する分野におけるデジタルプラットフォームを、以下 **4つの類型** で整理。

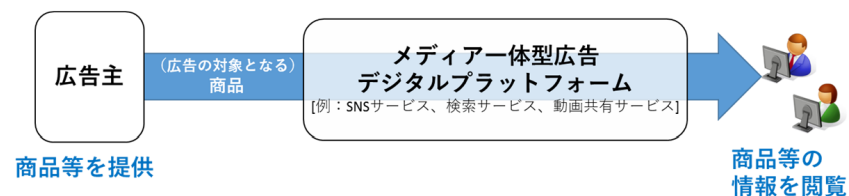
類型1 広告仲介型デジタルプラットフォーム①

自身の有する広告枠を提供しようとするパブリッシャーと、広告コンテンツ（クリエイティブ）を出稿しようとする広告主をつなぎ、広告枠の提供を可能とするサービス



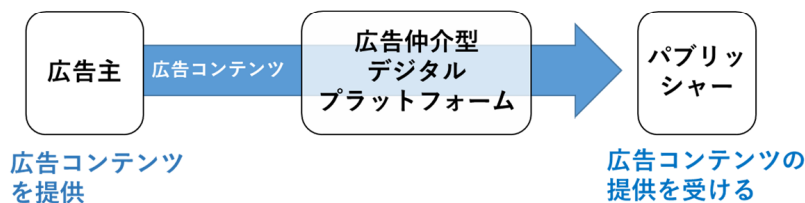
類型3 メディア一体型広告デジタルプラットフォーム

自身の有する商品等に関する広告を出稿しようとする広告主と、検索サービスやSNSといったメディアを利用しようとする消費者をつなぎ、広告の対象となった商品等の提供を促すサービス



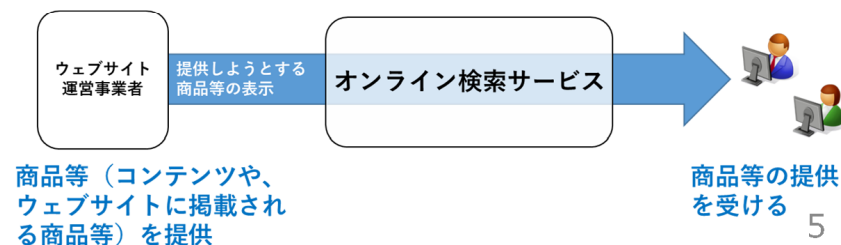
類型2 広告仲介型デジタルプラットフォーム②

自身の有する広告コンテンツ（クリエイティブ）を提供しようとする広告主と、広告枠をそうした広告コンテンツに対して提供しようとするパブリッシャーをつなぎ、広告コンテンツの提供を可能とするサービス



類型4 オンライン検索サービス

検索結果への露出による自己との取引への誘引効果を期待して検索エンジンを利用するウェブサイト運営事業者と、検索サービスを利用しようとする消費者をつなぎ、ウェブサイト運営事業者の商品等の提供を促すサービス



(2) デジタル広告分野における透明化法の適用開始時期

- 総合物販オンラインモールとアプリストアについては、以下のスケジュールで透明化法を適用している。

2020年2月	法律案の閣議決定
2020年5月	法律の成立
2020年8月	政省令の骨子公表（WG資料として提示）
2020年12月	政令・省令・指針案の公表、パブリックコメント開始
2021年2月	施行
2021年4月	規律対象事業者の指定（適用開始）

- 他方、デジタル広告については、「最終報告」においては、留意点として、「ルールの実行を行うに当たっては、事業者における各対応に必要な準備期間を設けることとする」とされている。例えば、以下のような事情等の違いがあると考えられる。
 - オンラインモール・アプリストアに比べると、市場構造が複雑であり、まずは規律対象となる「デジタルプラットフォーム」の範囲が法制的に明らかになることが前提となること
 - デジタルプラットフォームが提供するサービスが多様かつ複層化しているため、法の適用関係の確認に一定の時間を要するとともに、必要となるシステム変更やコンプライアンス体制の整備に一定の時間を要すること
 - デジタル広告分野へのルール適用は世界初であること（オンラインモール・アプリストアはEUのプラットフォーム規則の対象だったが、デジタル広告は対象外）
- 上記を踏まえ、透明化法の適用開始時期の考え方について、ご議論いただきたい。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令」が閣議決定されました

2022年7月5日

▶ものづくり/情報/流通・サービス

本日、表記政令が閣議決定されました。これにより、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」の規制対象としてデジタル広告分野が追加されるとともに、本改正政令の施行後、当該分野における大規模なデジタルプラットフォーム事業者が、規制対象者として指定されることとなります。

1. 政令改正の背景

令和2年5月に成立した「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号。以下「透明化法」といいます。）は、特定デジタルプラットフォームにおける取引条件等の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価及び評価結果の公表等の必要な措置を講ずるもので、昨年4月に大規模な総合物販オンラインモール及びアプリストアを対象として運用を開始しました。

昨年4月に取りまとめられた「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」（デジタル市場競争会議決定）や昨年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、デジタル広告分野における課題に対応するため、同分野を透明化法の対象として追加することとされました。

2. 閣議決定された政令の概要

本件は、上記を受け、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令」を改正し、透明化法の対象にデジタル広告分野を追加するものです。

具体的には、透明化法の規律対象となる「特定デジタルプラットフォーム提供者」を指定するための事業の区分及び規模として、以下の類型を追加しています。

①メディア一体型広告デジタルプラットフォーム

（自社の検索サービスやポータルサイト、SNS等に、主としてオークション方式で決定された広告主の広告を掲載する類型）
1,000億円以上の国内売上額

②広告仲介型デジタルプラットフォーム

（広告主とその広告を掲載するウェブサイト等運営者を、主としてオークション方式で仲介する類型）
500億円以上の国内売上額

③個人情報保護法

個人情報保護法と電気通信事業法のクッキー規制の違い

個人情報保護法



② 個別の事案ごとに判断することとなりますが、第三者のタグを設置した事業者が当該タグにより収集される情報を取り扱っていないのであれば、個人関連情報の第三者提供にあたらないと考えられます。（「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」に関する意見募集結果について（2021年3月24日）405番）

電気通信事業法



27条の12 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（…）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（…）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

4. データ利活用の在り方 (2)

② 個人関連情報の第三者提供規制 **新設**

- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

【背景】ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おこぎり、アンパン...
2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
4	時刻表、デジカメ、書籍...

B社において**個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要**



B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ

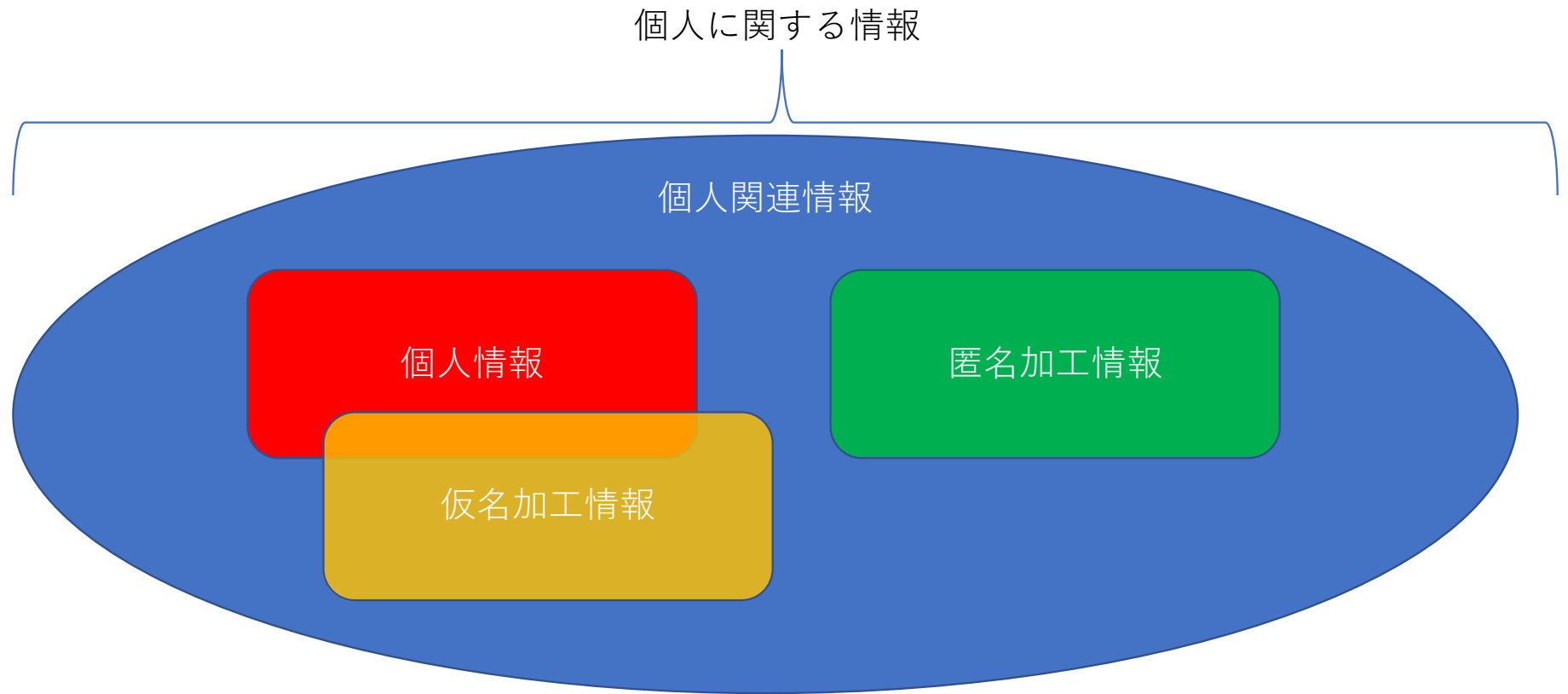
氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

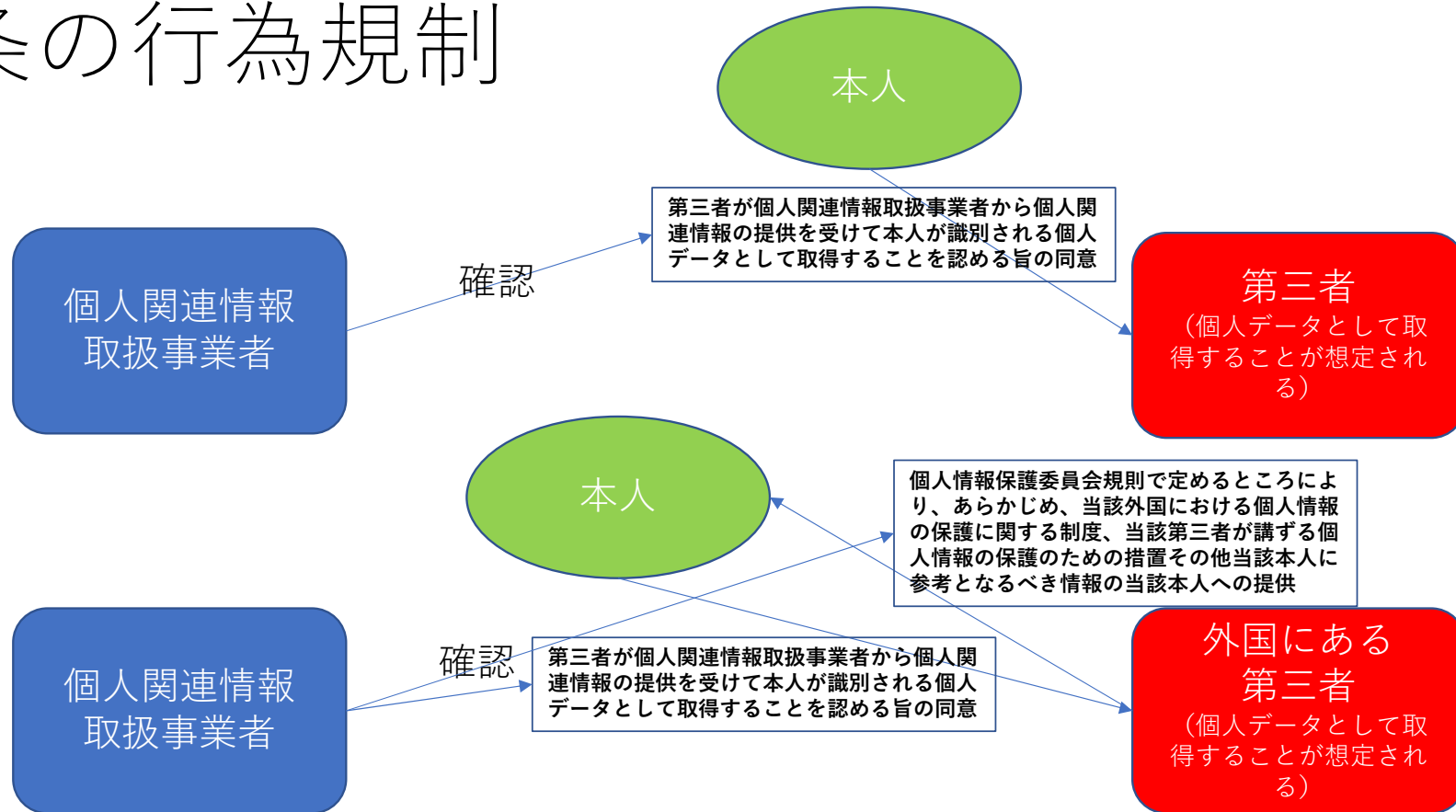
氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おこぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

個人関連情報の定義



31条の行為規制



3. ①同意取得の主体について

（2）方向性

ア 提供先による同意取得

- 本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先が原則であると考えられる。

▶ 提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要があるのではないかと。

「誰が」

利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

「何を」

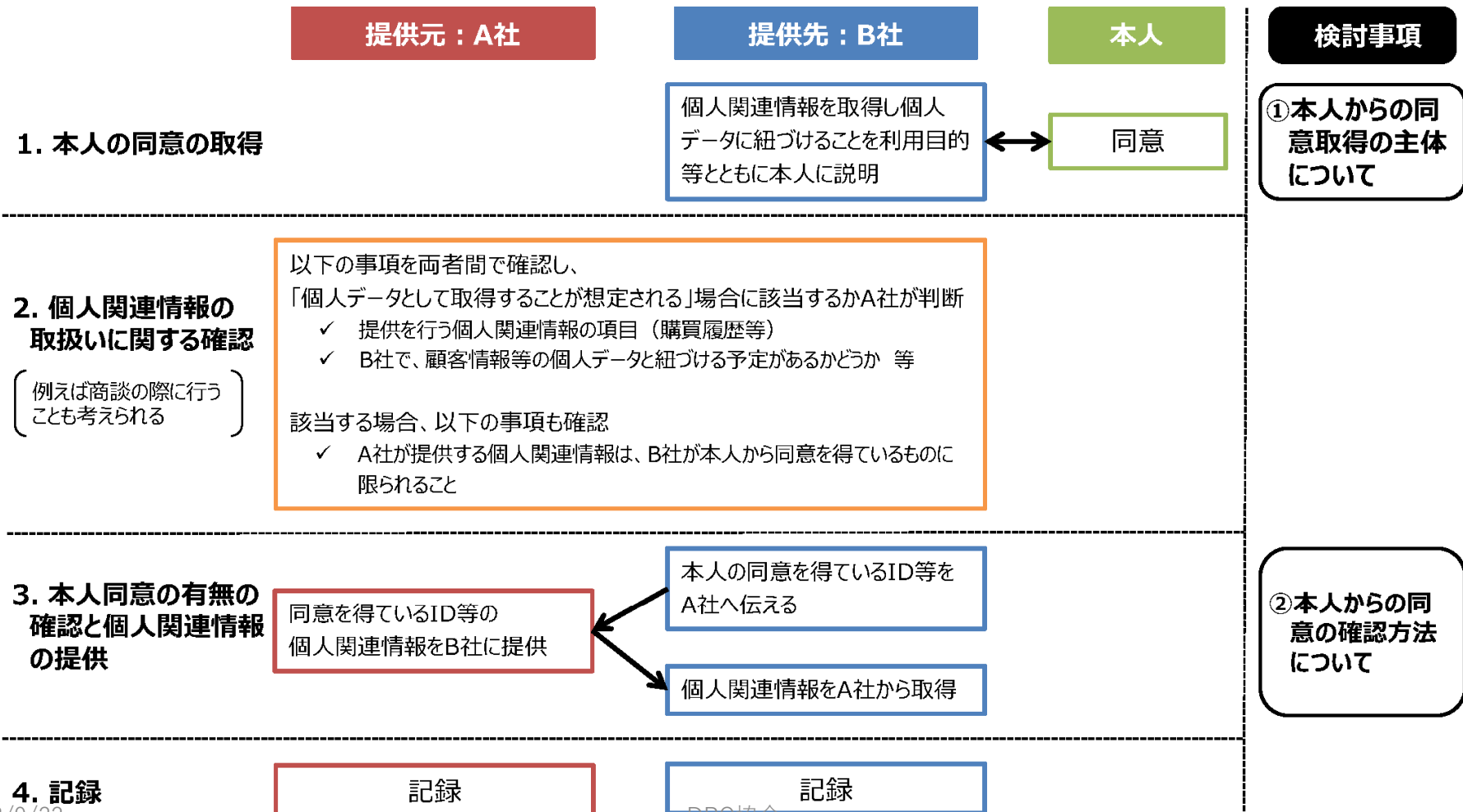
提供を受ける個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要があります。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第18条により通知等を行う必要がある。

3. ①同意取得の主体について

（参考）提供先で同意取得する場合の一般的なフロー（イメージ）



2022/9/22

DPO協会
（注）上記フロー図は一例であり、1. と 2. が前後する場合等もある。

3. ①同意取得の主体について

(2) 方向性

イ 提供元による同意取得の可否

- 以下の理由から、提供先において同意取得することとする。
 - 本人との接点を持っているのは、基本的に顧客情報等の個人データを保有している提供先であり、個人データとしての利用主体でもある提供先において同意取得し、本人への説明を行うことで、個人情報の適正な取扱いを確保することができる。
 - 本人としても、提供先が自ら同意を取得することで、利用の主体を認識することができる。
- そのため、本人から同意を取得する場合は、提供先が取得しなければならないが、提供先の義務である同意取得を提供元が代行することについては、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に許容されるのではないか。

3. ①同意取得の主体について

（2）方向性

ウ 提供元による同意取得の代行の際の要件

- ▶ 提供元が提供先の同意取得を代行する場合、提供元で適切に同意取得させた上で、かつ「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要があるのではないかと。

提供先の義務 提供元が同意取得を代行する場合であっても、提供先が同意取得の主体であることに変わりはない。提供先は提供元で適切に同意取得させなければならない（※）。

（※）提供元で適切に同意取得していないにも関わらず、提供先が個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

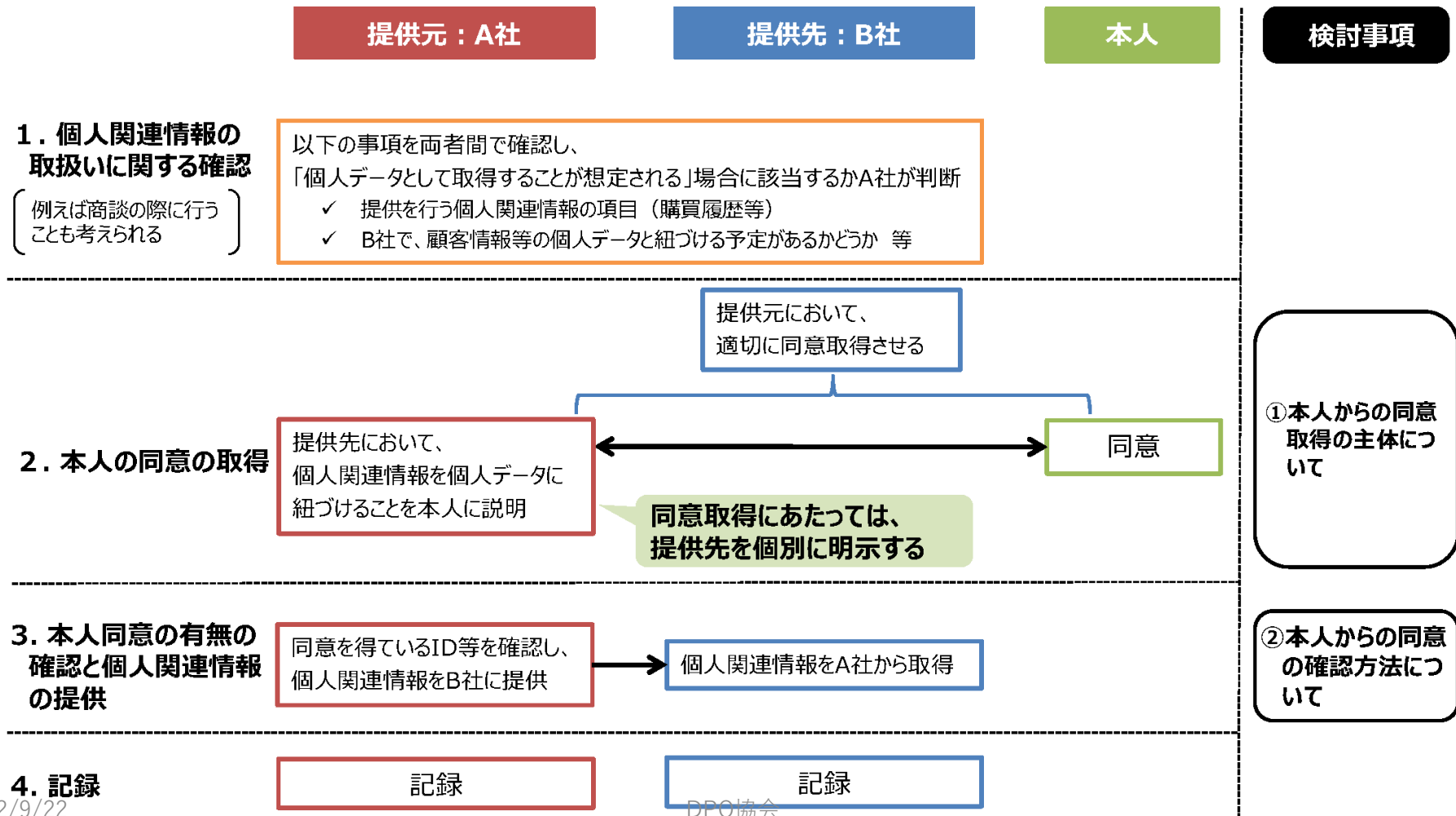
「誰が」 提供元が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識することができないことから、提供先を個別に明示する必要がある。

「何を」 提供する個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」 個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先において法第18条により通知等を行う必要がある。

3. ①同意取得の主体について

（参考）提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー（イメージ）



4. ②本人からの同意の確認方法について

（1）基本的考え方

- 提供先において同意を取得する場合、提供元は同意が得られていることを適切に確認する必要があるが、提供先による実際の同意取得のプロセスを全て確認することは困難であり、**提供元は提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる**（※）。

（※）提供先が本人から同意を取得していないにもかかわらず、同意を取得していると提供元に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

- なお、提供元による確認に際して、提供先が提供元に本人同意を取得しているID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、**改正法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、提供先が偽りなく確認に係る情報を提供することが個人情報保護法上予定されていることから、法令に基づく場合**（法第23条第1項第1号）**に該当する**と考えられる。

（イメージ）

①本人同意を取得しているID等の提供
（法第23条第1項第1号）



②同意を得ているID等の個人関連情報の提供
（改正法第26条の2第1項）

④電気通信事業法

もろもろの事件

eプライバシー規則の動き

内閣官房デジタル市場競争本部

電気通信事業ガバナンス
検討会

プラットフォームサービス
に関する研究会

『デジタル広告市場の競争評価 最終報告』

個人情報保護委員会

プラットフォームサービス
に係る利用者情報の取
扱いに関するワーキング
グループ

2020年個人情報保護法改正, GL改正

総務省



資料3

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第10回）（令和4年3月16日）
【資料3】利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

利用者に関する情報の外部送信の際の措置について

2022年3月16日
事務局



(2) 利用者情報の取扱いに関する今後の取組の方向性

1

1 電気通信事業法・個人情報保護法等を踏まえた対応

- ・ 利用者端末情報とそれに紐づく情報について、通信関連プライバシーとして保護されるべき利用者の権利として、把握されるべき。電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業法の目的として考えていく必要があると共に、利用者端末情報等を取り扱う者の全てが保護すべき義務を負うこととするべき。
- ・ **電気通信事業法等における利用者情報の取扱いに関する規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、具体的な制度化に向けた検討を進める。**

2 電気通信事業GL・指針等における対応

- ・ 令和2年及び令和3年改正個人情報保護法の施行に向けて、電気通信事業GLについて見直す。
- ・ **利用者情報の適正な取り扱いの確保に向けた電気通信事業GL改正について併せて検討を行う。**
(例：個人情報保護管理者、プライバシーポリシー、位置情報を含む各種情報(利用者情報を含む))

3 定期的なモニタリングの実施

- ・ 電気通信事業GLに必要事項を定め、その遵守状況や事業者の自主的な取組の状況を定期的にモニタリングする。

4 専門的な知見の蓄積と発信の重要性

- ・ 有識者のTFなどにより、技術的動向について整理し、継続的にこれを更新していくことを検討。

5 利用者の理解促進・外部レビュー

- ・ 関係事業者や業界団体等が、利用者に対して周知啓発を推進し、利用者のリテラシー向上を図っていくことを期待。
- ・ 専門的見地から事業者のプライバシーポリシー等について外部レビューが実施され、結果が公表されることも有用。

6 国際的な対話と連携

- ・ 我が国における制度的な検討やプラットフォーム事業者等のモニタリング等の取組を進めるとともに、積極的に二カ国の枠組みにおける対話と連携を進めることが有用。また、更に、多国間連携の場として、OECD、APEC等の国際的機関や地域連合の場においても我が国における取組を説明し、連携しつつ対応。

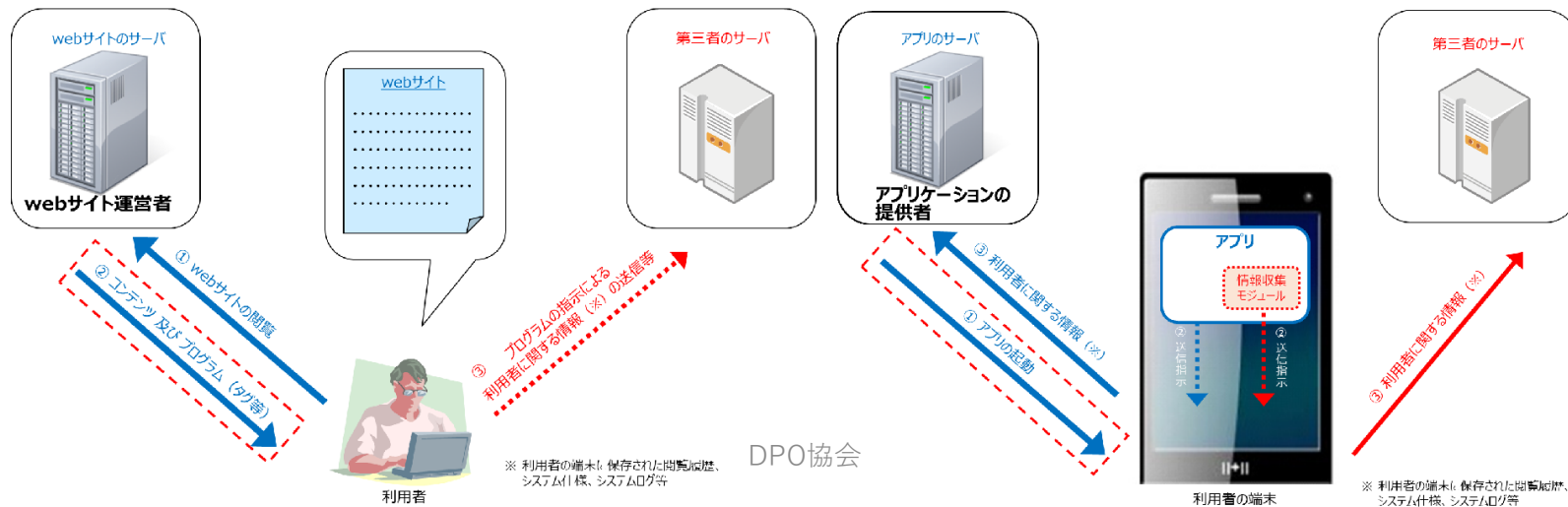
利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

4

利用者による確認の機会の確保

- 電気通信事業を営む者(webサイト運営者、アプリケーション提供者等)が利用者に対して電気通信役務を提供する際に、webサイトに設置されたタグ等を送信する、アプリケーションを起動する等の電気通信を行うことにより、利用者の意思によらずに、その利用者の端末設備に記録された利用者に関する情報(webページの閲覧履歴、入力履歴、システム仕様、システムログ等)を外部の第三者等に送信する状況が生じている。
- 利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を通じ、電気通信役務の信頼性を確保する観点から、電気通信事業を営む者がこのような電気通信を行おうとする際に、利用者(※)に確認の機会を適切な方法で与える規律が必要。

※ 保護対象となる利用者には、個人だけでなく法人も含まれる。法人については、例えば、検索履歴が集積されることにより当該法人の経営戦略等が第三者に把握されることを未然に防ぐことで、電気通信の信頼性の確保につながる。



3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

利用者がアプリやウェブを利用しようとする、アプリやウェブサイトに関連する情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者に関する情報である利用者の端末情報等が当該アプリの提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者やそれ以外の第三者に送信されている場合がある。このような実態に対しては、利用者との直接的な接点があるアプリ提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者が、**アプリやウェブサイトにおいて、どのような情報取得や情報の外部送信を行うべきか、その必要性も含め検討し、把握した上で、取得や外部送信する情報の種類や用途などに応じて、利用者が理解できるように、利用者に対して確認の機会を与えることが必要**であるとの指摘がある。

そのため、**電気通信事業を営む者**^{※1}についても、利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、**原則として通知・公表を行い**^{※2}、**もしくは利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置**^{※3}**を提供することにより、利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすることが必要**である。なお、この際、個人情報保護法における規律との整合性を考慮するとともに、関係業界団体における自主的取組についても尊重し、変革期にある業界の実態を踏まえた柔軟な措置を可能とすることが重要である。

※1 電気通信事業者とともに、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（事業法第164条第1項第3号）を営む者を含む。一方、提供する電気通信役務の利用状況からみて、利用者の利益を阻害するおそれが少ない者については除外する方法も考えられる。

※2 電気通信役務を利用する際に必要な情報（文字や画像を適正に表示するためのOS情報、画面設定、言語設定情報やサービス利用のための不可欠なFirst Party Cookie等）は、通知・公表を不要とする方法等も考えられる。

※3 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）は平成21年（2009年）に「行動ターゲティングガイドライン」を策定（平成28年（2016年）に再改定）し、会員企業においてこれに基づき運用されていることを踏まえ、利用者の求めに応じて停止するオプトアウト措置が行われている。

(参考) 電気通信事業法の一部を改正する法律案 (概要)

6

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

27条の12

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

27条の5～11

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

DPO協会

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の**業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。

2022/9/22

上記のほか、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の業務の追加、重大事故等のおそれのある事態の報告制度の整備等を行う。

48

利用者に関する情報の外部送信に係る規律

7

規律の対象

電気通信事業者又は第三号事業(※1)を営む者(※2)

- ※1 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業者
- ※2 利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る

規律の内容

電気通信事業者又は第三号事業を営む者が利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備を送信先とする情報の外部送信を指令するための通信(※)を行おうとするときは、当該通信によって送信されることとなる当該利用者に関する情報等を当該利用者に

(1)通知又は容易に知り得る状態に置く、(2)同意を取得、(3)オプトアウトのいずれかの措置を取ることとする。

※ 情報送信指令通信:利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に外部送信するための指令を与える電気通信の送信

(1)通知又は容易に知り得る状態

総務省令で定めるところにより、

- ①送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- ②情報の送信先となる電気通信設備
- ③その他総務省令で定める事項

をあらかじめ、利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない

(2)同意取得

- ・その情報が送信先の電気通信設備に送信されることについて利用者が同意している

(3)オプトアウト

- ① 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。
 - 利用者に関する情報の送信
 - 利用者に関する情報の利用
- ② オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。
- ③ 当該利用者がその情報について①に規定する措置の適用を求めている

措置を取ることを不要とする情報

- ① 利用者が当該電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報
 - 符号、音響又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要なものとして総務省令で定める情報(例:OS情報、画面設定、言語設定に関する情報 他)
- ② 電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対して送信した識別符号
 - 電気通信事業者又は第三号事業を営む者が電気通信役務を提供した際に利用者に送信した識別符号(利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう)であって、電気通信事業者又は第三号事業を営む者に送信されるもの(例: First Party Cookie等)

(情報送信指令通信に係る通知等)

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。)は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信(利用者の電気通信設備が有する情報送信機能(利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。)を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。)を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号(電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。
 - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。



資料 1

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第19回）（令和4年9月7日）
【資料1】 外部送信規律に関する総務省令案について

外部送信規律に関する総務省令案について

2022年9月7日
事 務 局

(利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務)

- 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次のいずれかに該当する電気通信役務であつて、**ブラウザその他のアプリケーション**（利用者が使用する**パーソナルコンピュータ**、携帯電話端末又はこれらに類する**端末機器**において動作するものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

<利用者間のメッセージ媒介サービス等>

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

<SNS・電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール等>

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。以下次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

<オンライン検索サービス>

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

<各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）>

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

- 法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。[〈通知又は公表の方法に関する共通事項〉](#)
 - 一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
 - 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさと**利用者の電気通信設備の映像面に**表示されるようにすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について**容易に確認**できるようにすること。
- 2 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。[〈通知の方法〉](#)
 - 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を**掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示**すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部について**容易に到達**できるようにすること。）。
 - 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が**容易に認識**できるようにすること。
- 3 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。[〈公表の方法〉](#)
 - 一 **情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページ**において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
 - 二 **情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際において、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面**において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
 - 三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が**容易に到達**できるようにすること。

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

- 法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

<通知又は公表を行う事項>

- 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 三 第一号に規定する情報の利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)

- 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

<通知又は公表を要しない事項>

- 一 電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報
- 二 利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 三 利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報
- 五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

○ 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

<オプトアウト措置に関する事項>

- 一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨
- 二 オプトアウト措置が同法第二十七条の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別
- 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
- 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容
- 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。）の内容
- 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 七 第五号に規定する情報の利用目的

外部送信規律の施行に向けて配慮すべき事項（案）

- 1 外部送信規律の対象について、ガイドラインやその解説、FAQ等（以下「GL等」という。）において、可能な限り、わかりやすく説明すること。
- 2 通知又は公表を行う際の方法について、GL等において、文字の色の使い方を含め、利用者の認識や理解の向上につながる好事例を随時追加すること。
- 3 通知又は公表を行う事項のうち、「利用目的」について、GL等において、事例等を用いて、なるべく具体的に説明すること。
- 4 通知又は公表する事項に関して、オプトアウトの有無の記載についても、GL等において、事例として記載すること。
- 5 通知又は公表を要しない情報のうち、「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」については、GL等において、なるべく具体的に説明すること。
- 6 同意取得も含め、外部送信規律の施行状況について、適切にモニタリングすること。

外部送信規律について今後問題となる点

- 対象となる電気通信役務
 - 特に，オンラインショッピングと，「普通の」ウェブサイト
 - ニュース配信サイトとコーポレートサイト
- 記載のブレ
 - そもそも，個人情報の利用目的と異なり，外部送信の情報の利用目的は個性を発揮するような場面ではない（広告サービスに応じた共通の記載が良い）
 - 記載のフォーマット化，さらに自動化に向けた検討